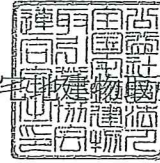




27 全宅連発政策第 40 号
平成 27 年 10 月 22 日

都道府県協会長 殿

(公社) 全国宅建業協会連合会



政策推進委員長 小林



タリバーン関係者等との一定の取引の制限について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

今般、国土交通省を經由して、警察庁より国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結法」）に関して、別添のとおり周知依頼がございました。

国際テロリスト財産凍結法は、本年 10 月 5 日に施行されたもので、同法第 15 条では、何人も都道府県公安委員会の許可を受けていない国際テロリストを相手として、同法第 9 条に規定する土地、建物、金銭等の贈与、売却等の対価の支払い等をしてはならないと規定しており、不動産取引時においてご留意いただく必要がございます。

また、本法では、犯罪収益移転防止法とは異なり、国際テロリストとの取引に該当するか否かについての確認義務は規定されておられません。したがって、国際テロリストとの取引を確認するに当たっては、犯罪収益移転防止法に基づく措置以上のものは求められておられません。なお、タリバーン関係者等の国際テロリスト一覧につきましては、下記の警察庁ホームページに掲載されております。

つきましては、貴協会におかれましては、下記により傘下会員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 「タリバーン関係者等との一定の取引の制限について」 …… 1 部

以上

【参考】

警察庁ホームページ

<https://www.npa.go.jp/keibi/zaisantouketu/index.html>